

＜目論見書訂正事項分＞

2011年11月28日

純金上場信託（現物国内保管型）

《愛称:金の果实》

内国信託受益証券 届出目論見書2011.11

- ・本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・本書により行う「純金上場信託（現物国内保管型）」（愛称：金の果实）（以下本表紙裏において「本信託」といいます。）の募集については、発行者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱商事株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成23年4月4日に関東財務局長に提出しており、平成23年4月20日にその届出の効力が生じております。また、発行者は、有価証券届出書の訂正届出書を平成23年10月20日及び平成23年11月28日に、それぞれ関東財務局長に提出しております。
- ・本信託は、預金等や保険契約とは異なり、投資元本の保証はありません。
- ・本信託の運用により信託財産に生じた損益は、全てご投資家の皆様に帰属します。
- ・本信託は、「預金保険制度」の対象ではありません。
- ・金融商品取引業者以外の金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象となりません。
- ・本信託は、販売会社がお申込みの取扱を行います。
- ・本信託の受益権の売買が行われるに際しては、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等により交付される契約締結前交付書面等を十分にお読み頂き、商品の性質・取引の仕組み、リスクの存在、手数料、信託報酬等の費用等を十分にご理解いただいた上で、ご自身でご判断下さい。
- ・本信託は、書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。

1. 届出目論見書の訂正理由

平成 23 年 11 月 28 日付で有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、平成 23 年 4 月付の内国信託受益証券届出目論見書（平成 23 年 10 月 20 日付訂正事項分により訂正済み。以下、「原目論見書」といいます。）の関係事項を下記の通り訂正・更新するものです。

2. 訂正の内容

原目論見書中の該当情報を以下の内容に訂正・更新します。

第三部 【受託者、委託者及び関係法人の情報】

第3 【その他関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

原目論見書の「第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報－第3 その他関係法人の概況－

1 名称、資本金の額及び事業の内容」については、下記の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
大和証券キャピタル・ マーケッツ株式会社	255,700百万円*1	金融商品取引法に定める第一種金融商品 取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会 社	18,000百万円*2	
野村証券株式会社	10,000百万円*3	

*1 平成23年3月末現在

*2 平成23年4月22日現在

*3 平成23年6月28日現在